

加古川市立別府小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

2 いじめに対する基本認識

- いじめは、どの子にもどの学校でも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、理由のいかんを問わず人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人は気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その様態により、暴行罪、恐喝罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪、公表罪等の刑事法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

（いじめ未然防止のための基本認識）

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、児童が主体的に取り組む活動の中で、「居場所づくり」や「絆づくり」を進める。
- 児童一人一人の「自己有用感」を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が「わかる授業」づくりを心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、「自己有用感」を高め、自尊感情を育むことに努める。

道徳科の時間を要にして、人を大切にする心や道徳性を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見てみぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることを指導する。

（1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりや「居場所づくり」、「絆づくり」を推進する。

- ① 学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしない させない ゆるさない！」宣言を行う。
「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて教師より宣言し、子ども達が安心できる居場所を構築する。
- ② 地域総がかりでいじめの防止を推進する。
学校園連携ユニットや学校運営協議会による連携充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
- ③ 児童の主体的・共同的な活動を通した「絆づくり」を進める。

（2）児童一人一人の「自己有用感」を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
 - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実
- ② コミュニケーション能力の育成
学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
- ③ 「ことばの力」の育成を目指した年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。
- ④ 体験活動の推進
体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。
- ⑤ 道徳科授業の充実
教科書や道徳教育副読本等を活用して道徳性を育成する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段を継続的に講じる。

- ① 「先生あのね」を行い、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、生徒指導・いじめ・不登校対策推進委員会等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。また、学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。
- ② 「心の相談アンケート」(1、2年生は「先生あのね」で対応)を実施するとともに、そのアンケートを活用した教育相談を全児童を対象に実施することを通して、いじめの早期発見に努める。
- ③ 学校環境適応感尺度(アセス)を活用し、児童一人ひとりの適応感を知ること、いじめや不登校などに関するシグナルをキャッチし、適切に対応ができるようにする。また、職員研修を通じて、アセスの結果分析や結果による対応の方法についても話し合う。
- ④ 教育相談コーディネーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、教育相談体制の充実を図る。
- ⑤ 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、児童の小さな変化を見逃さないよう日常的な観察を丁寧に行うことにより、いじめの早期発見、早期対応に努める。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめの問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同じであるということを指導する。
- ④ 教育相談センターや少年愛護センター、スクールサポートチーム、県の「ひょうごっ子悩み相談センター」等の関係機関と連携協力する。
- ⑤ いじめられている児童の心のケアをするために、スクールカウンセラー等とも連携を取りながら、指導を行う。

(3) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

[生活指導・いじめ・不登校対策推進委員会]

全職員からなる「生徒指導・いじめ・不登校対策委員会」を月1回開催し、情報共有・交換及び対応についての協議をする。

6 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、長期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、いじめの重大事態とし、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを加える。

(2) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。